

【論 文2】

# 江戸城内の運営と「五役」——「新古改撰誌記」より——

\*田原 昇

キーワード 目付 五役 中間 黒鍬 御家人 江戸城

## はじめに

江戸城内では、本丸や西丸の御殿向をはじめ、紅葉山や吹上御庭など御殿内外を問わず、様々な儀礼や業務が行われていた。これら儀礼や業務を執り行っていたのは、諸大名や旗本衆であり、彼らこそ江戸城内における儀礼・業務の主役であったといえよう。ところで、大名や旗本が儀礼や業務を執り行うためには、その活動にともなう様々な雑務を引き受け処理する役目が必要となってくる。また、儀礼や業務に備えて施設や設備を日々維持し、時に応じて用意する必要がある。しかし、大名・旗本の家臣は周知のとおり、主君に供奉して江戸城内に入り、その活動を手助けすることは基本的にはできない。では、諸大名や旗本衆が儀礼や業務を滞りなく遂行できるように、様々な雑務を引き受けたり、江戸城内の施設や備品を管理していたのは誰であろうか。こうした江戸城内における下働きに従事した幕臣こそ、目付支配の諸役人であった。

目付支配の諸役人とは、諸門の番人、荷物の運搬、触達の走り使い、営繕、将軍およびその家族が御殿を移動する際の御供など、江

戸城内を中心として将軍家や幕府諸役人のため様々な雑役に従事した下働きの幕臣である。もちろん、将軍御成などの際には、江戸城内同様に下働きとして従事した。中間・小人・黒鍬之者・掃除之者・駕籠之者といった「五役」の者を中心に様々な役職が存在していた。

これら目付支配の諸役人については、『古事類苑』官位部三で取りあげられ、また、松平太郎氏が『校訂江戸時代制度の研究』において検討している<sup>(1)</sup>。その結果、目付支配諸役人の身分や職務の概要については多くのことが明らかにされ、以後の研究が踏襲してきた。しかし、目付支配の諸役人を単に最下級の御家人としてとらえる研究が多く、なぜ、江戸城内の下働きが、目付という幕府監察業務の担当官の支配(＝管理下)にあったのか、あまり検討はされてこなかった。また、松平氏にしても、五役の者をはじめ目付支配の諸役人の業務について、具体的に事例をあげて検討しているわけではない。というのも、目付支配の諸役人は幕臣中でも最軽格に位置し、一部の例外を除いて、旗本・御家人のように、明治期にいたっ

\*都市歴史研究室講師

てなおも家筋を維持し、家文書などを残すことが難しかったからである。このため、従来は限られた史料に頼らざるを得なかった。

かかる状況の中、江戸東京博物館において「新古改撰誌記」および「勤方諸心得扣」という二つの新出史料が確認できた。

「新古改撰誌記」は中間頭の勤方に関する控書で、全三一冊（一三四巻、うち一二・二三・二六巻欠本）の縦帳からなる（表1参照）<sup>(2)</sup>。寛政年間から幕末までの諸触達、伺書、願書や一件書をまとめたもので、特に、寛政七年（一七九六）三月および嘉永二年（一八四九）三月の下総国小金御鹿狩一件（巻十一・十三など）や

天保十四年（一八四三）將軍家慶による日光御參詣（巻十四・十六）といった江戸城外における勤方の記事が豊富である。また、天保改革における「減方」（＝予算削減）に関する書類（巻十七・十九）や代々記をはじめとした中間の跡式に関する書類（巻七・九・二十・二十四・二十五・二十七・三十二・三十四など）も多く含まれている。さて、この「新古改撰誌記」のうち巻一～六は、寛政九年八月から安政五年八月までの諸達書・願書・伺書が書き留められ、わずか一〇冊ながら、中間による江戸城内での下働きに関する記事が多く散見する。そこで本稿では、巻一～六を中心に検討を進めたい。

「勤方諸心得扣」は黒鋏之者頭の勤方の手留で、全一冊の横帳である。天保年間から幕末にかけて、黒鋏之者の業務に関する諸書類の雛形が多い。また、巻末には「御頭替一件扣」と題する黒鋏之者頭の交替・引き継ぎに関する書類がまとめられていて興味深い<sup>(3)</sup>。

これら二つの新出史料の存在により、五役による江戸城内での諸雑務について具体例をあげつつ検討を進めることが可能となった。

そこで本稿では、この二つの新出史料を利用して、目付支配の諸役人のうち、特に五役の者による江戸城内における施設管理や雑務の実態について解明したい。合わせて、五役の者の生活なども検討し、五役の者の幕臣中における地位について明らかにしたい<sup>(4)</sup>。

## 一、目付支配諸役人と五役の制

本章では、五役の者による江戸城内雑務の具体例をあげるに先立ち、目付支配諸役人全般の身分や職務の概要についてまとめた<sup>(5)</sup>。

### 1 目付支配諸役人の概要

明治二十四年五月十六日の旧事諮問会において、幕末に目付や外国奉行、町奉行を歴任した山口泉処が、目付支配の諸役人についてつぎのように答問している<sup>(6)</sup>。

#### 〔史料一〕

##### （前略）

問 それから、目付の老練家というような人はおりませんのですか。  
年でも取って他へ使うわけにもいかず、転じないから、自然、古実を知っている古い顔の人もおりましたか。

表1 「新古改撰誌記」の内訳※1

No.	巻号	表紙副題※2	主な内容※3
1	1	(諸達書・願書・伺書留帳)	寛政九年八月より文政元年十一月まで
2	2	(諸達書・願書・伺書留帳)	文政元年十二月より文政十年十二月まで
3	3	(諸達書・願書・伺書留帳)	文政十一年正月より天保三年十一月まで
4	4	(諸達書・願書・伺書留帳)	天保四年四月より天保十二年十二月まで
5	5	(諸達書・願書・伺書留帳)	天保十三年正月より嘉永四年三月まで
6	6	(諸達書・願書・伺書留帳)	嘉永五年正月より安政五年八月まで
7	7	(組筋・跡役之者覚書)	主に五役の頭の跡役人事について
8	8	(諸一件留)	逐電一件、追放一件、押込一件など
9	9	御役出・目付無役・跡抱	跡式・他場所出役・目付支配無役の仰渡など
10	10	(御中間勤方及其他達留帳)	転役・装束・宿直・川筋御成の勤方、御移徙御参詣御出棺御供など
11	11	御吉凶事并小金御鹿狩一件	吉事等の節の御供行列勤方、小金鹿狩御供など
—	12	欠本	欠本
12	13	在方筋	在方御成の節の勤方、小金鹿狩御供など
13	14	日光御参詣一件・巻・三冊之内(内題「日光御参詣并御留守中御用留・天」)	天保十四年度日光参詣へ出立前の記事
14	15	日光御参詣一件・式・三冊之内(内題「日光御参詣并御留守中御用留・地」)	天保十四年度日光参詣へ出立前と留守中の記事
15	16	日光御参詣一件・参・三冊之内(内題「日光御参詣并御留守中御用留・人」)	天保十四年度日光参詣へ出立後の記事
16	17	天保度減方書類	諸所御成の節の雨天濡御手当減方に関する取調書など
17	18	天保度減方書類(内題「御改革ニ付減方被仰渡其外申上御用留并辰年炎上之節焼失并損物申上覚」)	「御中間方役々并御番所向年々定式請取物減方之儀申上候書付」「両御丸御城内外御成御供人数書」
18	19	天保度減方書類	「御本丸西丸御馬牽人濡御手当金調」「御炎上之節諸番所向部屋々諸道具焼失并損物取調申上候覚」など
19	20	(御中間諸届留帳)	御旗指之者御既より紋付筭拾取持帰候一件、御中間召捕揚屋入一件、御中間身持不宣ニ付久離一件など
20	21	御救金一件	御中間居宅類焼御救金一件、地震ニ付居宅潰類焼之者一件など
21	22	跡役・跡番	中間の諸掛跡役・跡番について
—	23	欠本(隠居・家督伺・式冊之内か)	
22	24	隠居・家督伺・式冊之内	隠居家督、病死跡式、病免など
23	25	無役之者取扱一件	無役之者の隠居家督・跡式・帰番について
—	26	欠本	欠本
24	27	借地・縁組・懸合済	養子・縁組・貸地・借地などに関する外向への掛合について
25	28	(諸事一件留帳)	日光御進献御馬牽人勤方、前田半次郎遠鳥一件、御三家御三卿方御立寄など
26	29	(切米支給ニ付諸事一件留帳)	拝領屋敷願類例、御乳御用、逐電一件など
27	30	(諸達書・願書・伺書留帳)	嘉永七年九月より文久二年三月まで
28	31	(諸達書・願書・伺書留帳)	文久元年三月より十二月まで、後半は「皇妹和宮御方と御縁組被仰出より御婚禮済迄御書付」
29	32	(諸願・届・伺書方留帳)	「年番ニ而取扱品」「御中間御役成之節願書并御断り其外取扱候廉々書類文例」「跡役伺・跡番伺・跡抱伺・隠居家督伺・跡式伺・御奉公差免伺・直勤申上・濡御手当願・羽織御断・御役出願・右廉々文格并規則書方」
30	33	新古抱代々記	「寛政以前御抱入之者代々記」「新規御抱入之者代々記」
31	34	部屋住代々記	「従部屋住御抱入之者代々記」

※1 江戸東京博物館所蔵「新古改撰誌記」(資料番号95201731~95201761)より作成。

※2 副題がない場合は(仮題)を付した。

※3 細目原題がある場合は「」内に原題を記した。

答 おりました。あの人は主になったということがあります。

ういう者を拵えて置かぬと不都合なことがあります。若い者ばかりですと、通常の事などは心頭に掛けず、ぐずぐずして置きますし、それに支配向の役人を選挙したり黜けたりしなければならぬ。

目付の部下が三、四千人おりますから、部下と申しますのは、御徒目付、火之番、御小人目付、御中間、黒鍬、御小人等、それから、無役というのがあります。それから、提灯奉行など三役と申して、やはり目付の下役があります。その他たくさんあります。

問 黒鍬は何ですか。

答 あれは小使のようなものです。僕ですな……

(後略)

このように山口は、目付支配の諸役人について、大体三、四千人いたとしている。そして、主な役職として御徒目付、火之番、御小人目付、御中間、黒鍬、御小人、無役、提灯奉行などがあり、「その他たくさん」あつたと述べている。他の史料でも例えば「明良帯録」に「御目付支配の者多し」とあり(7)、「有司勤仕録」でも「(目付は)支配繁多也、又若年寄之支配にても、御目付より触流し等致す事有之」と記しているという(8)。事実、人数については諸説あるが、幕末期における本丸付の人数は三〇〇〇〜四〇〇〇人とされている。これに西丸付や御三卿付の目付支配諸役人を加えると六〜七〇〇〇人前後いたと考えられる。旗本・御家人の総人数が二万三〇〇〇人前後であるから、目付支配諸役人の占める割合は決し

て少なくなかった(9)。

その主な役職をまとめたのが表2である。目付直属の下役として監察業務全般を補佐していた徒目付・小人目付を除けば、防火(表火之番・二丸火之番)、火元管理(提灯奉行・台所番)、営繕・番衛・通信・運搬・清掃など雑事全般(黒鍬之者・中間頭・小人頭・駕籠之者・掃除之者)、御殿出入りの監視(玄関番・中之口番・御納戸口番)など、江戸城中における施設維持や雑務に携わっていた様子が役職名からも判然とする(10)。

そして、目付支配諸役人の中には、職務中、苗字・帯刀が基本的にはゆるされず、通称・脇差にて勤務する者たちもいた。ただし、非番の際には苗字・帯刀となり、その姿は他の御家人とちがいはなかった(11)。事実、目付支配諸役人の禄高は下働き相応に低く、頭役の中には一〇〇俵を越える者もいるが、平役の多くは一〇〜二〇俵前後であつた。他の御家人、例えば諸組同心が一五〜三〇俵前後であることと比べると、禄高が一段低く定められていた(12)。

ところが、彼ら目付支配諸役人は、他の御家人の多くが一代抱であつたにもかかわらず、下働きながら譜代の格式を与えられていた点が注目できる(13)。目付支配諸役人は、江戸城内で様々な下働きをする都合上、大名や旗本はもちろん、將軍やその家族といった貴人の日常生活に接する機会が多かつた。よって、江戸城内の様子を巨細に知り得る立場にあり、城中保安のためにも一代にて召し放ちとはせずに、譜代として子々孫々まで身分を保留し続けたのである。また、目付支配の諸役人が、老衰や病气などにより退職した場合は、

表2 目付支配の諸役人

職名 御目付 禄高 1000石高 格式 中之間席・布衣役 人数 10名	職名 御徒目付組頭 禄高 200俵高 格式 譜代席・御目見以下 人数 4名	職名 御徒目付 禄高 100俵5人扶持 格式 譜代席・御目見以下 人数 50名位	職名 御徒押 禄高 80俵高持扶持 格式 譜代席・御目見以下 人数 10名内外
	職名 御小人目付組頭 禄高 15俵1人扶持 格式 譜代席・御目見以下 人数 1名	職名 御小人目付(御中間目付) 禄高 15俵1人扶持 格式 譜代席・御目見以下 人数 100名程	職名 御小人押 禄高 15俵1人扶持 格式 譜代席・御目見以下 人数 10数名
	職名 御目役 禄高 100俵高持扶持 格式 譜代席・御目見以下 人数 5名		
	職名 押御太鼓役 禄高 100俵高 格式 譜代席・御目見以下 人数 2名		
	職名 表火之番組頭 禄高 150俵高 格式 譜代席・御目見以下 人数 3名	職名 表火之番組頭 禄高 150俵高 格式 譜代席・御目見以下 人数 3名	
	職名 二丸火之番 禄高 60俵高持扶持 格式 譜代席・御目見以下 人数 不詳		
	職名 御提灯奉行 禄高 80俵高持扶持 格式 譜代席・御目見以下 人数 3名		
	職名 御台番番 禄高 20俵2人扶持 格式 譜代席・御目見以下 人数 不詳		
	職名 黒緞之者頭 禄高 100俵高持扶持 格式 譜代席・御目見以下 人数 3名	職名 黒緞之者 禄高 12俵1人扶持 格式 譜代席・御目見以下 人数 470名	
	職名 御中間頭 禄高 80俵高持扶持 格式 譜代席・御目見以下 人数 3名	職名 御中間 禄高 15俵1人扶持 格式 譜代席・御目見以下 人数 540~560名	
	職名 御小人頭 禄高 80俵高 格式 譜代席・御目見以下 人数 3名	職名 御小人 禄高 15俵1人扶持 格式 譜代席・御目見以下 人数 450~500名	
	職名 御駕籠之者頭 禄高 60俵高 格式 譜代席・御目見以下 人数 3名	職名 御駕籠之者 禄高 20俵2人扶持 格式 譜代席・御目見以下 人数 150名	
	職名 御掃除之者頭 禄高 100俵高 格式 譜代席・御目見以下 人数 3名	職名 御掃除之者 禄高 10俵1人半扶持 格式 譜代席・御目見以下 人数 190名位	
		職名 桜田御用屋敷御掃除之者 禄高 10俵1人扶持 格式 抱席・御目見以下 人数 一	
		職名 紅葉山御掃除之者組頭 禄高 30俵2人扶持 格式 抱席・御目見以下 人数 一	職名 紅葉山御掃除之者 禄高 13俵1人扶持 格式 抱席・御目見以下 人数 一
	職名 御玄関番 禄高 一 格式 御小人目付勤功の者を補任 人数 25名位		
	職名 御中之口番 禄高 一 格式 御小人目付勤功の者を補任 人数 30名位		
	職名 御納戸口番 禄高 一 格式 御中間勤功の者を補任 人数 6名位		
	職名 御浜御殿吟味役 禄高 100俵高持扶持 格式 譜代席・御目見以下 人数 1名		
	職名 伝奏屋敷番 禄高 30俵高2人扶持 格式 譜代席・御目見以下 人数 2・3名		
	職名 桜田御用屋敷御門番人 禄高 15俵2人扶持 格式 抱席・御目見以下 人数 不詳		
	職名 御目付支配無役世話役 禄高 35俵2人扶持 格式 抱席・御目見以下 人数 一	職名 御目付支配無役 禄高 不定 格式 不定 人数 不定	

※本表は、松平太郎『校訂江戸時代制度の研究』（柏書房、一九七一年複製版）、笹間良彦『江戸幕府役職集成』（雄山閣出版、一九六五年）、深井雅海『図解・江戸城を読む』（原書房、一九九七年）、竹内誠編『徳川幕府事典』（東京堂出版、二〇〇三年）をもとに作成した。

譜代の旗本・御家人が小普請組に編入されるのと同様、目付支配無役と称され、引き続き目付の支配を受けた<sup>(14)</sup>。

このように、目付支配の諸役人は、無役となっても、徹底して目付の支配下におかれるなど、その身分上における最大の特徴は、目付支配という支配形態にあったといえよう。ではなぜ、江戸城の下働きは、目付の支配（＝管理下）におかれたのか疑問が残る。そこで次節では、目付の起源を概観し、その中で目付支配諸役人がどのように形作られていったのか検討したい。

## 2 目付の起源と目付支配諸役人の成立

江戸幕府には大目付および目付がいて、將軍の耳目となって大名・旗本、御家人の職務や平素の行状を監察していた。大名などは大目付が監察を担当し、旗本・御家人などは目付が担当した<sup>(15)</sup>。

大目付、目付の起源は、戦国時代に敵情の偵察や戦功の査察、布陣の整理など、戦場で士卒の行状を監督・指導していた軍目付にある。軍目付は、合戦がない平時においては、自国・敵国の民情視察や家臣団の素行調査を行っていた。そこで江戸時代になり平穏な社会となると、もっぱら大名、旗本、御家人などの素行調査（＝監察）を担当するようになったわけである。その後、大目付は、大名家への法令伝達や江戸城内における大名の席次や礼法の取締にのみ役割が限定されていく中、目付は監察官としての役割を維持し続けていくこととなる。

目付は、旗本・御家人の行状調査および政務一切の監査、さらに

將軍およびその家族が他出する際の行列の供奉や火災などの非常時における差配役に任じていた。定員一〇名、役高一〇〇石、布衣役であった。江戸城中の目付部屋にて執務し、下役である徒目付、小人目付などの目付衆を指揮してその業務を運営していた。この部屋には、目付衆以外は一切立ち入りを禁じられており、老中でさえ内部をうかがい知ることはできなかった。

改めて目付支配の諸役人をみてみると、軍列の整序（徒目付・小人目付）や従者・下僕（中間・小人）、荷駄・戦場の整備（黒鍬之者・駕籠之者・掃除之者）というように、その役目柄は一見して雑多に見えるが、ほとんどが戦場において欠かせないものであった。すなわち、戦場での下働きを、平和な時代となつてからそのまま江戸城内での種々雑多な下働きのあてたのが目付支配諸役人であった。だからこそ、江戸城内の下働きは目付に支配されていたわけである。また、平時において何ら役割のない御貝役や押御太鼓役が目付支配に編成されている理由もうなづけよう。

## 3 五役の制の成立

さて、第一節で述べたとおり、目付支配諸役人には、目付の監察業務全般の補佐、防火・火元管理、営繕・番衛・通信・運搬・清掃など雑事全般、御殿出入りの監視など、様々な役目を分担していた。そのうち主な役職については、つぎのとおり、分類され呼称されていた。

目付支配の諸役人のうち、最も人数が多い五つの役職（黒鍬之

者・中間・小人・駕籠之者・掃除之者)を「五役」といい、その頭を五役の頭と称した<sup>(16)</sup>。この五役を出発点として、その他の目付支配諸役へと転出・昇進していくのが、一般的であった<sup>(17)</sup>。五役のうち、駕籠之者を除いた四つの役職を「四役」という。この差別が生じた理由は、駕籠之者は譜代ではあったが、駕籠を担ぐという職務上、相続には身長の規制があり、必ずしも親の跡を子が継げなかつたからである。対して四役の者は、譜代格の家筋に相応しく、父から子へと職責を引き継いでいくのが普通であった。

先述の「旧事諮問録」では、五役、四役の他に「提灯奉行など三役」と申して、やはり目付の下役があります<sup>(18)</sup>とある。それは恐らく提灯奉行をはじめとする、防火・火元管理に関する三役のことを指すと考えられるが、残りの二役については不明である。

このうち、五役のくわしい職務や編成はつぎのとおりである。

黒楯之者は、一二俵一人扶持で、江戸城内の土木工事や作事、堀割などの清掃にあたった。また、物品の運搬や御使にも従事した。定員四七〇名前後で三名の黒楯之者頭(一〇〇俵高)のもと三組に編成されていた。

中間は、一五俵一人扶持で、江戸城内の御長屋門・大奥御長屋門・御台所前新土戸・大奥前仕切戸などの警備や、御使などに従事した。また、将軍が遠出をする際には、雑用のために随行した。定員五五〇名前後で三名の中間頭(八〇俵高)のもと三組に編成されていた。この中間からは、中間目付が抜擢され、目付衆として目付部屋勤務を命じられていた。

小人は、一五俵一人扶持で、御玄関や中之口などを警衛し、女中や奥役人が出入りする際にはこれに供奉し、また、御使や用品の運搬などに従事した。定員五〇〇名前後で三名の小人頭(八〇俵高)のもと三組に編成されていた。この小人からは、小人目付が抜擢され、目付衆として目付部屋勤務を命じられた。

駕籠之者は、二〇俵二人扶持で、将軍やその家族が乗る駕籠の担ぎ手であった。定員七〇名前後で三名の駕籠之者頭のもと三組に編成されていた。

掃除之者は、一〇俵一人扶持で、江戸城内の御殿をはじめ、紅葉山や吹上御庭など様々な場所の清掃に従事した。また、御使や物品の運搬にも従事した。定員一八〇名前後で三名の掃除之者頭のもと三組に編成されていた。

以上の五役の総数は頭も含めて約五三〇〇人ほどで、六、七〇〇〇人いたとされる目付支配諸役人のまさに中核であった。そこで第二章では、この五役の者を中心に江戸城内における目付支配諸役人の勤務実態にせまりたい。

## 二、五役の者による勤務の具体例

本章では、江戸東京博物館所蔵の新出史料「新古改撰誌記」および「勤方諸心得扣」を利用して、江戸城中における五役の者のうち、特に黒楯之者と中間の勤務実態について、1御門の通用、2御門の番衛、3江戸城内での御成行列、4江戸城内の防火、5その他、運

搬・清掃などといった五つの点から検討した。あわせて、宿直や食事など、勤務にともなう様々な出来事についてもまた、随時、取りあげる。

### 1 黒鍬之者頭の交替と御門通用鑑札

先述したとおり、五役の者は下働きとして江戸城中の所々に出入りし、あるいは將軍やその家族、大名の側近くで様々な雑用に従事していた。当然、城中保安のためにも、彼らが江戸城内に何時ごろ何人いて、何処で作業に従事しているのか、厳格に把握する必要があった。しかし、身分的にも軽格であり、しかも、日々、大勢の人数が入り出していた都合から、容姿と名前を一致して把握するのではなく、一人一人に下ケ札を交付して、江戸城への出入りを管理していた。その様子は、「勤方諸心得扣」所載の「御頭替一件扣」からうかがうことができる<sup>(19)</sup>。

天保十三年（一八四二）六月二十六日、黒鍬之者頭の一人柳田勝太郎が病死したため、柳田組の黒鍬之者約一七〇名を、残り二名の頭（近藤勝平・伊藤龍之助）で預かることが当番目付へ届け出される。合わせて、近藤・伊藤両頭は、柳田組が平常通用していた七つの御門（二丸銅御門・同所仲仕切・同所喰違御門・蓮池御門・西丸御裏御門・同所仲仕切・同所吹上御門）の頭に対して、当座は「私共焼印鑑<sup>三</sup>而、御門出入仕候様」との御断を傳達し、柳田勝太郎が所持していた鑑札は御留守居に返上している。

その後、日付や人物は不明ながら柳田の跡役が決定し、新しい黒

鍬之者頭および組の者へ改めて御門通用のための鑑札および下ケ札が配布されることとなる。つぎの史料は、作事方へ鑑札の作成を依頼する書付である。

#### 〔史料二〕

御作事方江御断

月番

覚

一、焼印鑑札 七枚

ノ内 三枚 白削直

四枚 新規

一、同下ケ札 百七拾枚

内 七拾枚 白削直

百枚 新規

右者黒鍬之者頭柳田勝太郎跡役被 仰付候<sup>三</sup>付、組之者御門出入札相渡申候間、前々之通、請取申度奉存候、右板、白削直・新規共御作事方より被仰渡可被下候、以上

寅 月 黒鍬之者頭

近藤勝平

右御控共書通

このように、作事方によって鑑札・下ケ札が「白削直」され、あるいは新規に作成され、黒鍬之者頭へは焼き印入りの鑑札が七枚、



組の者各人へは焼き印入りの下げ札一七〇枚がそれぞれ配布された。また、黒鍬之者頭の焼印鑑札については、徒目付を通じて、先にあげた七つの御門の頭に対して各御門に対応する焼印の判鑑を提出している。

以上、黒鍬之者による江戸城中への通用の様子をまとめると、組の者は、各人で焼印下ケ札を携行し黒鍬之者頭に率いられて各御門を通用し、黒鍬之者頭は、自身の組が通用することをゆるされていた御門ごとに対応する焼印鑑札を提示せねばならなかった。また、黒鍬之者頭が不在の場合は他の頭が御門通用を先導し、必ず頭の先導なくしては黒鍬之者が御門を通用できなかった。そして、頭替えごとに鑑札、下ケ札とも更新していたことがわかる。

何れにしても黒鍬之者が、江戸城御門のうち七つもの箇所を通用し、江戸城中のいたる所で勤務していた様子がうかがえる。それだけに、黒鍬之者の通用は鑑札や下ケ札を用いて厳重に管理されていたわけである。当然、その他の五役についても同様であったと考えられる。だからこそ、この鑑札あるいは下ケ札を紛失した場合は、それ相応の懲罰を受けることとなった。つぎの史料は、文政五年（一八二二）九月に、中間渡辺新七郎が、御門札を紛失したために押込となった事例である<sup>(20)</sup>。

〔史料三〕

百拾 <sup>(朱字)</sup> 文政五年九月六日西丸御馬番四郎五郎殿江差出ス、同月

十日押込可申渡旨、西丸水野壱岐守殿被仰渡候段、桜井九右衛門

殿立合、柴田三左衛門殿被仰渡候

西丸勤御中間押込伺

阿部四郎五郎

覚

鈴木千右衛門組御中間

西丸御広敷御長屋御門番

渡部新七郎

右新七郎儀、当八月廿二日明番之節、途中疝積差起、所々休息仕養生相加、漸帰宅仕候処、御留守居衆焼印之御門札、其御取落候ニ付、罷帰り候道筋再三相尋候へ共、一向相知不申、不調法至極奉怖入候旨、申聞候、依之、新七郎儀、押込置可申哉、奉伺候、以上

午九月六日

御中間頭

鈴木千右衛門

（後略）

中間渡辺新七郎は、勤務が「明番」となった帰宅途中、「疝積」となり休息しつつ帰宅したところ、留守居より預かった「焼印之御門札」を紛失してしまったという。このため、「不調法至極」との理由で押込となっている。このように、黒鍬之者と同様、中間もまた各人で御門通用の札をもち、御門通用の札は厳重に管理され、もし紛失の際には懲罰の対象となった様子がうかがえる。

2 御門などの番衛

前節のように、五役の者による御門通用を嚴重に管理していた理由は、五役の者自身が、御門の番衛を勤めていたからでもある。江戸城御門について、大名や旗本が軍事的に守備して居たのに対して、彼らは、御門の番衛として、人員や物品の通用を管理する役目を担っていた。さて、中間が昼夜を問わず番衛を勤めていた様子は、つぎの史料から明かである(21)。

〔史料四〕

八拾五(本字) 文政二卯九月廿七日御長屋御門番世話池内長右衛門差

出

奉願上候覚

御長屋御門番市江与惣次義、年来相勤候ニ付、泊用捨被仰付相勤罷在候処、此度、与惣次義、退役仕候間、右代桜井甚五右衛門義、是迄年来相勤候ニ付、何卒泊御用捨被仰付被下置候様、同役共一同奉願上候、以上

(文政二年) 卯九月

御長屋御門番

小宮山作右衛門様(他二名)

(後略)

かつて御長屋御門番を勤めた市江与惣次は、年来の勤功によって「泊御用」を用捨されていた。そこで、市江与惣次の跡役となった桜井甚五右衛門もまた「是迄年来相勤」たことから、市江と同様に

「泊御用」の用捨が願い上げられている。このように、昼夜を問わない御門の番衛は、五役の者にとって主たる業務の一つであった。一方、彼らにとつて「泊御用」はかなりの負担業務であったようである。また、つぎの史料からは、五役一同が番衛を勤めていた場所がうかがえる(22)。

〔史料五〕

(前略)

(文化二年) 丑六月六日五役一同伊織殿江差出下書

覚

一、御中間頭 壹人 夕斗  
一、御小人頭 壹人 同断

御中間方

一、御供組頭 壹人 夕斗  
一、押方御使之番 四人 夕斗  
一、奥表仕切土戸番 貳人 朝夕共  
一、御太鼓槽下土戸番 三人 朝夕夜共  
但、御中間御小人打込

御広敷

一、奥御台所前御門番 三人 朝夕夜共

一、裏ノ戸番 三人 朝夕夜共

一、二ノ丸御広敷御門番 式人 朝夕夜共

一、裏ノ戸番 式人 朝夕夜共

一、二ノ丸御長屋御門番 式人 朝夕共

一、同御台所脇御長屋御門番 式人 朝夕夜共

御小人方

一、御使組頭 壹人 朝夕夜共

一、御小人目付 八人 朝夕夜共 六十人 夕斗

但、御中間目付御小人目付打込人数不同

一、御小人押 式人 朝夕夜共

御中間押御小人押打込

但、享和元酉年十二月廿四日より御台所被下置候

一、御使之者 拾人 朝夕夜共 五拾七人 夕斗

但、御中間御小人打込人数不同

一、御草履取 朝夕夜共

一、御風呂屋口番 式人 朝夕夜共

二ノ丸詰

一、御小人目付 式人 朝夕夜共

但、御中間目付御小人目付打込

同

一、御使之者 三人 朝夕夜共

同

一、堀重御門番 式人 朝夕夜共

同

一、中之口番 式人 朝夕夜共

御城内 御成御用

一、御供叩使之者 六人 朝夕共

右御台所定御断ニ而被下置候

一、御中間御小人 二拾人程

右者、御用ニ付、御城江罷出候節、御台所自分御座候得者、序

江罷出、前々より御台所頂戴仕候仕来ニ御座候、尤、日々人

数差定り候儀、無御座候

右之通御座候、以上

丑六月

御中間頭  
御小人頭

(後略)

この史料は、文化二年(一八〇五)六月、中間頭・小人頭連名で賄方に対して、五役の者(「五役一同」)が江戸城内での勤務中に頂戴している食事(「御台所」)の先例について、役柄ごとに必要な食事の人数と時間をとりまとめたものである。あげられている二四の

役柄のうち、番衛として「奥表仕切土戸番」「御太鼓櫓下土戸番」「奥御台所前御門番」「裏ノ戸番」「二ノ丸御広敷御門番」「裏ノ戸番」「二ノ丸御長屋御門番」「同御台所脇御長屋御門番」「御風呂屋口番」「堀重御門番」「中之口番」の一ヶ所があげられている。このことから、如何に五役の者が所々で番衛を勤めていたかがわかる。また、番衛の多くが食事の時間として「朝夕夜共」と述べられていることから、史料四と合わせて、五役の者が昼夜を問わず御門の通用管理にあたっていた様子がうかがえよう。

### 3 江戸城内における御成行列

もちろん彼ら五役の者が主要業務としていたのは、御門の通用管理だけではない。人物や物品の移動に際し、御供や担ぎ手としての役割もまた受けていた。例えば、將軍や世子の移動に際して、黒鍬之者は草履や物資の運搬など、中間は旗指・持鎗や御使など、小人は轡取や用品の運搬、駕籠之者は乗輿の担い手としてそれぞれ従事していた。もちろん、江戸城中における様々な日常用品の運搬も彼ら五役の者が担当していたという<sup>(23)</sup>。

つぎの史料は、文政八年（一八二五）正月、十二代將軍家慶の四男政之助（後の十三代將軍家定）が新年の儀礼のため西丸御殿から本丸御殿へ移動し、逗留した際の御供立に関する申し渡しである<sup>(24)</sup>。

#### 〔史料六〕

文政八酉年正月御達書折本とも西丸堀越又右衛門より廻し二付両役承付返却

百参拾の上

西丸御徒目付組頭

御中間頭

御小人頭

西丸御駕籠者頭

御徒目付 貳人

御小人目付 参人

御草履取 壹人

御持鎗役 貳人

御手廻り 壹人

御傘持 貳人

御挾箱持 四人

御雨覆持 貳人

為御知御使之者 四人

御駕籠之者 拾人

御世話役 壹人

右者 政之助殿近々 御本丸江為 御逗留被為 入候節御供立、別紙折本之通、且、書面之人数御雇ニ而差出可申旨、壹岐守江伺相濟候間、此段申渡候事

正月

細田小兵衛

別紙折本（参考図参照）

このように、將軍世子が江戸城内を移動する際、駕籠之者が「御駕籠」の担ぎ手となることはもちろん、五役の者がそれぞれ「草履取」「御持鐘役」「御傘持」「御挟箱持」「御雨覆持」として、世子の移動にともなう様々な御道具の担ぎ手となっている。また「御手廻」「為御知御使之者」「御世話役」として、時に応じて雑用に任じるのも五役の者の役目であった。また、徒目付や小人目付が御供立の先頭において行列の整序にあたっている点など、軍目付の配下として布陣の整序にあたっていた起源を彷彿とさせている。

こうした様子は、何も將軍やその世子に限らない。他の將軍家族が城内を移動する際も同様の御供立を組んでいたようであり、江戸城内における貴人の移動に際して、下働きである五役の者は必要不可欠であった。

#### 4 江戸城内での防火活動

さらに五役の者の業務として防火・火元管理があげられる。目付の配下には、表火之番をはじめ、提灯奉行や台所番といった防火や火元管理に専従した諸役人が存在したが、中間など五役の者もまた一端を担っていた。つぎの史料は、中間が管理していた消火用の「竹水鉄砲」に関するものであり<sup>(25)</sup>、中間による防火の一端がうかがえる<sup>(26)</sup>。

#### 〔史料七〕

文政八酉年十二月

五百十二

覚

一、竹水鉄砲

右様御用立不申候、勿論相渡候年月相分り不申候

#### 〈参考図〉「政之助殿御供立」

別紙折本	
御小人目付	添番 御小納戸式人 御医師 御数寄屋坊主 御傘 御挟箱
御小人目付	同 御徒目付 御草履取 御鐘御立不申
御徒目付	同 御駕籠 御茶弁当 御鐘 御雨覆
同	同 御小納戸参人 御徒目付 御小人目付 御傘 御挟箱
同	同 御屋敷御用人老人 御小人目付 御傘 御挟箱

但、西丸より被為入候節、御挟箱御跡附、御裏御門下より御先立立枯橋外<sup>二</sup>而開キ申候而、御鐘・御挟箱共、蓮池御門通り御広敷江相廻申候

但、水箱無御座候

西二月八日

御本丸奥仕切御門番

木村平兵衛

杉山万五郎

御本丸・二丸御中間御番所向水鉄砲・水籠請取不申候、以上

二月八日

御供組頭

文政八年（一八二五）二月、御本丸奥仕切御門番所が管理する竹水鉄砲を確認したところ、「御用立不申」といった状態で、しかも付属品である水箱も紛失していたという。また、竹水鉄砲がいろいろ配備されたのかも不明であった（「相渡候年月相分り不申」。なお、本丸や二丸の中間御番所には、元来、水鉄砲および水籠（＝水箱）は配備されていないという。

このように、かつて御本丸奥仕切御門番所には、消火のための竹水鉄砲と水箱が配備され、文政年間（一八一八―三〇）には紛失あるいは放置されるといった有り様であったようである。第二節で述べたとおり、各御門番所には、番衛として夜間も五役の者が詰めていて、夜番の際に掲げた提灯・行燈など、失火の原因となり兼ねない火元があった（27）。そこで、不時の際には直ちに御門番自身で消火にあたれるよう、竹水鉄砲が配備されたようである。これが特に使用されることもなく、いつしか放置されていたのであろう。何れにしても中間は、夜番の際など灯火を取り扱う場合もあり、結果、

火元管理や防火にあたる機会も少なくなかったようである。

### 5 その他―運搬・清掃など―

もちろん五役の者は、先述したような番衛や御供立、防火のみならず、様々な雑用を常時・臨時を問わず勤めていた。ここでは黒鍬之者が時に応じて仰せ付けられた雑用の一端を、台所・賄御断に関する史料からうかがってみたい。つぎの史料八―一は、ある御用を仰せ付けられた黒鍬之者のため、黒鍬之者頭から賄頭に対して御用中の「御台所」「御賄」（＝食事）支給を願う書付である（28）。

#### 〔史料八〕

台所御断 御当番

覚

臨時

黒鍬之者 式人

右者、御書面蔵御風入為御用罷出候間、明幾日より朝夕御台所被下候様御断申上候、尤、御用相済候ハ、御断返可被下候、以上

五月 黒鍬之者頭 詰番

#### 〔史料九〕

覚

黒鍬之者 拾三人

右者、今十八日、定日御 金御（職六名） 用六人・加番御用四人、御腰物

御道具持運御用罷出申候間、朝夕御賄被下候様御断申上候、以上

月日 黒鋏之者 近藤勝平

〔史料一〇〕

定式御賄断控

覚

黒鋏之者 拾貳人

右者、明廿日、下乗・平川・紅葉山下・西丸所々御掃除御用并諸  
為御用罷出申候間、朝夕御賄被下候様、御断申上候、以上

月日 黒鋏之者頭

〔史料一一〕

覚

黒鋏之者 拾人

右者、今廿六日紅葉山御神庫御筆類御拜見ニ付、御長持棒人為御用  
罷出申候間、朝夕御賄被下候様御断申上候、以上

正月廿六日 黒鋏之者頭 近藤勝平

このように黒鋏之者は、御書面蔵に風入れをする作業（史料八）  
や御金蔵から御腰物・御道具を持ち運ぶ作業（史料九）、下乗門・  
平川門・紅葉山下・西丸など所々の御掃除（史料一〇）、紅葉山御  
宝蔵から御筆類を運び出す際の御長持棒人（＝担ぎ手）（史料一一）  
など、運搬・清掃に関する諸々の雑用を担当していた。また史料八

（一）からは、第一節で述べたとおり、黒鋏之者が様々な御用に従事していた関係から江戸城中の所々に出入りしていた姿が改めて確認できよう。そして、それぞれの御用に則して食事（「御台所」「御賄」）が下されていた点も注目できる（29）。

以上、五役の者は、元来、軍目付の配下として戦場における様々な下働きを担っていた関係から、平和な時代となつてからもやはり目付の配下として、江戸城内の雑務に従事することとなつた。その職務は広く、例えば、諸門の番衛、行列の御供、詰所付近の防火、物品の運搬、所々の清掃など、何れも江戸城内の施設維持や物品管理に欠かせないものであつた。そして、五役の者は、様々な雑務を担っていた関係から城内いたる所に出入りが可能であり、だからこそ、五役の者による諸所の出入りは鑑札をもって厳重に管理されていた。また、五役の頭から賄方へ書付をもつて、随時、「御賄」（＝食事）支給の調整がなされていた様子からもわかるとおり、その勤務時間は昼夜を問わない番組であつた。なおかつ、臨時に御用を仰せ付けられる場合も多かつた。この点からも五役の者が如何に多くの雑務に常時・臨時を問わず従事していたかがうかがえよう。

では、江戸城の下働きであつた五役の者の生活はどのようなものであつたのか、次章で検討したい。

### 三、五役の者の生活と身分的特色

#### 1 五役の者の世代交代

第一章第一節で述べたとおり、五役の者の中でも古参の者は譜代席であった。よって、役職を退任した後も「目付支配無役之者」と称され、そのまま目付の支配下にあつて幕府から扶持を受けることができた。あるいは隠居や死去した場合には惣領に相違なく跡式を相続することができた。また、宝暦年間（一七五一～一七六四）に五役の者を増員した際、新規に抱え入れられた新参の面々は基本的に抱席とされたが、明和二年（一七六五）以降、格としては古参と同様に譜代格となり、目付支配無役に編入されるなどその恩恵を受けられるようになった<sup>(30)</sup>。御家人の多くが一代抱えの抱席で、役職を退任した場合は召し放ちとなってしまうことを考えれば、最軽格ながら譜代あるいは譜代格であつた点が、五役の者の大きな身分的特色となつていた<sup>(31)</sup>。

では、具体的に五役の者の世代交代の様子はどのようなものであつたのか。表3は、宝永年間（一七〇四～一七一）から江戸幕府の中間となり幕末にいたるまで代々その職にあつた岡部又左衛門家の由緒書をもとに、各世代ごとに履歴をまとめたものである<sup>(32)</sup>。

岡部家は、初代又左衛門の時、甲府宰相綱重の桜田御殿に召抱となり、宝永元年（一七〇四）二代又左衛門の時、家宣が將軍家を継いだため、そのまま江戸幕府の中間となつた家筋である。以後、七代又左衛門の時まで高一五俵二人扶持にて代々中間として精勤して

いる。八代豊太郎は、天保八年（一八三七）父存命のうちに部屋住から中間に抱入となり、嘉永三年（一八五〇）西丸中間目付に昇進、嘉永六年に本丸中間目付との打込（＝兼職）を命じられている。そして、慶應元年（一八六五）大坂城において中間頭を仰せ付けられ、高八〇俵一人扶持となつた。

このように岡部家は、古参の中間として譜代席の格式をもち、軽格ながら宝永年間以来、七代にわたつてその家筋を存続させている。しかも、中間目付への登用を契機として、幕末の混乱時とはいえ中間頭にまで昇進している。

#### 2 小人目付と五役の者の出世

では、岡部家八代豊太郎が昇進する契機となつた中間目付とはどのような役職か検討し、五役の者の出世について確認する。

五役の者が受けていた重要な役割の一つとして、隠密御用との関わりがある。例えば「旧事諮問録」でも「諸藩の支配下へ姿を変えて、入り込んだりする隠し目付は何ですか。」という質問に対して、「御小人目付です。八百屋に化けたり、姿を変えて這入るのは御小人目付です。あれは、目付が言い付けるのです。」と答えられている<sup>(33)</sup>。

このように、目付の配下には徒目付と小人目付がいて、目付の監察業務を補佐していた。このうち徒目付が、文案の起草や旧規の下調べを行い、小人目付は、実際に監察の現場に赴いて立合などを行う一方、諸大名の素行や領国経営に関して隠密に調査する職務を担



表3 岡部家歴代の事蹟一覧

代数	続柄	名 前	年 代	出 来 事
初代	先祖	岡部又左衛門	清揚院様(甲府綱重)御時 寛文7年4月	桜田御殿へ召抱となる。 病死。
二代	先祖	岡部又左衛門	寛文7年7月 文昭院様御時(宝永元年12月) 正徳2年8月	父の跡式を継ぐ。 (家宜が)西丸移徙の時、御中間となり御既定番を勤める。 病死。
三代目	高祖父	岡部又左衛門	正徳2年10月 宝暦10年9月 宝暦11年10月	父の跡式を継ぎ、直ちに(御中間となり)御既定番を勤める。 老衰のため隠居、奉公皆勤により御褒美白銀3枚。 病死。
四代目	曾祖父	岡部又左衛門	宝暦10年9月 天明8年5月 寛政元年2月	父の家督を継ぎ、直ちに御中間となり安祥院殿御門番を勤める。※安祥院=家重側室、清水重好生母三浦氏。 老衰のため隠居、奉公数年皆勤により御褒美白銀3枚。 病死。
五代目	祖父	岡部又左衛門	宝暦10年3月 明和5年3月 安永2年11月 天明8年5月 文化14年10月 文政元年4月	部屋住より御中間に抱入となり御既定番之者を勤める。 御台所前御門番を勤める。 西丸御長屋御門番を勤める。 父の家督を継ぐ。 老衰のため隠居、「奉公無懈怠相勤」により御褒美白銀5枚。 病死。
六代目	父	岡部又左衛門	安永9年4月 天明2年7月 文化元年11月 文化14年10月 天保7年5月 天保12年6月	部屋住より御中間に抱入となる。 御中間押を勤める。 御旗指役を勤める。 父の家督を継ぐ。 老衰のため隠居、「数年無懈怠相勤」により御褒美白銀5枚。 病死。
七代目	己	岡部又左衛門	文化9年10月 文化11年7月 文政12年10月 天保7年5月 天保12年4月 天保14年4月 嘉永2年3月 慶應2年5月 (慶應3年9月)	部屋住より御中間に抱入となり鶴見又左衛門所御既定番をと詰める。 二丸御台所脇御長屋御門番を勤める。 二丸大奥御台所口前御門番過人を勤める。 父の家督を継ぐ。 御旗指之者を勤める。 日光御参詣御供を勤める。 小金御鹿狩の節御供を勤める。 天笠鉢太郎組へ組替となる。 (高15俵2人扶持、本国・生国とも武蔵、天笠鉢太郎組御中間、卯年76歳) 「卯年迄五拾六年相勤罷在候」
八代目	実子	岡部豊太郎	天保8年11月 天保14年4月 嘉永元年11月 嘉永3年8月 嘉永5年5月 嘉永6年9月29日 嘉永6年10月21日 万延元年3月 万延元年7月24日 文久元年8月16日 文久2年3月 元治元年11月29日 慶應元年5月 慶應元年12月朔日 (慶應3年9月) (慶應3年9月)	部屋住より御中間に抱入となり村松万蔵所御既定番を勤める。 日光御参詣御供を勤める。 西丸野方御使を勤める。 西丸御中間目付となり勤める。 西丸炎上の節骨折につき御褒美金200疋。 (家定が本丸へ移徙の節)本丸へ御供し、御中間目付を打込勤める様に命じられる。 温恭院(家定)本丸移徙、御供として従う。 長崎表へ御用のため罷越す。 本丸炎上の節骨折につき御褒美金200疋。 長崎表立合御用相勤につき御褒美白銀5枚。 日光御宮御霊屋其外諸堂社共御修復立合御用相勤につき御褒美白銀3枚。 御上洛の節御供方宿割御用骨折相勤につき御褒美金1000疋。 御進発御道筋御取締御用のため御供。 大坂城焼火之間替席において御中間頭を仰付らる。 (高80俵1人扶持内65俵御足高、御中間頭、実子、卯歳52) 「卯年迄三拾壹年相勤罷在候」

※江戸東京博物館所蔵「岡部又左衛門由緒書」(資料番号99200231)より作成。

っていた。また、諸大名に関することだけでなく「職掌上、政府内部のことは勿論であります、民間のことでも何でも心づきたること」について、隠密に調査する役目を負っていた<sup>(34)</sup>。そして、その職務を小人や中間など、五役の者もまた手伝っていたようである。

この小人目付は重要かつ困難の職務でもあり「概ね小人の勤功（の者）を挙」げ使役していたようであり<sup>(35)</sup>、また、小人に限らず五役の者のうちから「人物に依っては」登用していたという。なお、中間から小人目付となった場合のみ中間目付と称したが、小人目付と何ら「無差別」役目で、外向きに対しては中間目付も小人目付と称していたという<sup>(36)</sup>。

小人目付をはじめ、彼ら五役の者を隠密御用に利用した理由は、第二章で述べたとおり、日頃から江戸城の下働きとして様々な雑務を担当し、隠密御用のため「姿を変えて這入る」といったことに比較的慣れ親しんでいたためであろう<sup>(37)</sup>。

また、小人目付は、さらに上の役職へ昇進する可能性のある役職でもあった<sup>(38)</sup>。その小人目付へは、五役の者が勤功や人物によって登用されたということは、彼らは下働きながら昇進の機会に恵まれていたといえる。このことは、岡部豊太郎の事例からも明かである。

何れにしても五役の者は、「勤功」次第では、小人目付（中間目付）への登用を皮切りに出世の機会に恵まれていたといえよう。

### 3 五役の者の家族

では、彼ら五役の者は具体的にどのような生活を送っていたのか。黒鞆之者の家筋にあたる二つの家族を事例に確認する。つぎの史料は、五代將軍綱吉の側室お伝の方の実家に関する史料である<sup>(39)</sup>。

#### 〔史料一二〕

鶴姫君・徳松君御母瑞春院殿の伝

一、御本丸畔鞆の内小屋氏権平の娘、後に今云瑞春院殿と出世有し其来由は、増山仙光院殿「宝樹院殿の御母也」。此御妹は下総古河の百姓妻也、此娘を仙光院殿関東へ被呼寄、自分若盛の時の名を譲り、紫と名付て、嚴有院殿の御台高嚴院殿のおすへの間の奉公に被召出、段々立身して御末頭相勤、其後御暇を願、仙光院殿の世話にて御本丸畔鞆の内小屋権平に嫁して、男子一人・女子三人を出生せり。然るに権平貧窮なれば、仙光院殿にも後悔有、離縁の事を進められしかども、子供にひかれ、一日々々延引し暮されしに、男子権太郎は甚だ不行跡にて、父母の勘気を請て逐電す。然るに此権太郎が悪徒の朋友に小山田弥一郎・天野十左衛門・野村内蔵・三村清左衛門・武藤玄佐・藤井宗利等、博奕のうへ権太郎を打殺せり、頃は天和二戌年の二月と云。

（中略）

一、権平が女子の内、一女はお初とて御徒士組松井与三兵衛が妻と成、然るに三年過、与三兵衛離別、是により大久保（入道）甚入の家中今井武右衛門に娶合て父の家を立る、今井を改、小屋氏を

名乗りぬ。然るに又ぞや武右衛門死去、実子なく、父権平甥白山御殿の同心牧甚四郎を養子として家督相続しける。養母お初は妹女お伝の方出世日に増し、忝も將軍家の命にて、御側御出頭人牧野備後守成貞の養女として、戸田淡路守の室となれり。

(中略)

猶御妹子は、増山彈正の家老白沢十兵衛が三男才兵衛に嫁す。此の才兵衛増山家の給人格なれども、お伝の方の威勢にて將軍家へ召出され、始て三百石を給はり、一子竹之助、釣命にて遠藤岩松常久早世有りし名跡となり、遠藤主膳と名乗り、万石取を相続致しける。其妹娘を釣命にて牧野備後守成貞の養女として、六郷伊賀守に嫁せらる。

瑞春院(お伝の方)は、五代將軍綱吉の側室で鶴姫(紀伊綱教の正室)と徳松(早世)の生母である。父は黒鋳之者(「畔鋳」)小屋権平であった。この小屋権平の妻は、叔母仙光院殿が奥勤めをしていた関係から、自身も家綱(厳有院殿)の御台所高厳院殿に御末頭として奉公していた人物である。その後、仙光院殿の世話で本丸黒鋳之者小屋権平に嫁いだという。

二人の間には一男・三女がいた。男子権太郎は不行跡の末、逐電してしまふ。長女お初はじめ御徒士組松井与三兵衛の妻となり、離別の後、旗本大久保甚入(長昌)の家来今井武右衛門を婿養子として小屋家を継いでいる。さらに、武右衛門死去後は、父権平の甥で白山御殿同心牧甚四郎を養子として家督を継がせている。次女が

お伝の方で、三女は大名増山彈正(正利)の家老白沢十兵衛の三男才兵衛に嫁している。すなわち黒鋳之者小屋権平は、江戸城奥向きの中を妻とし、御徒、白山御殿同心、大名や旗本の家臣と縁組、養子を行うなど、軽格の幕臣ながら、様々な武家身分の者と親族関係を形作っていた様子がわかる。しかも、小屋権平の娘たちは次女お伝の方のお陰で、黒鋳之者の娘ながら大名家の内室となっている。

幕末の黒鋳之者にも、同様の親族関係がうかがえる。例えば、次節で取りあげる江原素六の父源吾は幕府小普請組小野家からの養子であり、父の次兄にあたる伯父大沢善吉は旗本の養子に入っていた。また、大伯母にあたる願生院は、大奥に勤め、將軍の死後、剃髪して尼僧となった人物で、父の姉にあたる伯母小野のき子は一橋家で長年奉公した経験をもつという<sup>(40)</sup>。

#### 4 五役の者の生計

さて黒鋳之者は、幕臣の一端として旗本や御家人、大名や旗本の家臣らと多彩な親族関係を形作っていた。が、その生計は軽格らしく慎ましかなものであった。例えば前節で取りあげた小野権平の家は、「然るに権平貧窮なれば、仙光院殿にも後悔有」とされ、妻仙光院が「後悔」といった有り様であった<sup>(41)</sup>。

また、幕末から明治にかけて、教育者、政治家として活躍した江原素六の家は、代々黒鋳之者の家筋であったが<sup>(42)</sup>、その生活を「私は幕府の小身で極めて困窮の家にうまれました。」と振り返り、「家族は汲々として辛うじて生活をしておったのであります。それ

ゆえ私は八歳まで寺子屋へ行くこともありませんでした。」と回顧している<sup>(43)</sup>。そして江原素六は、『同方会誌』によせた談話においても「四十俵と云う小高であつて、家族は両親に祖父に私の兄弟が五人といふ多人数でしたから、一生懸命に内職を稼いで、やつと粥を啜ると云ふのが当時の有様でした」と同様のことを述べている<sup>(44)</sup>。

以上、中間と黒楯之者の生活を通じて、五役の者の身分的特色について検討してみた。まとめると、五役の者は幕臣の中でも極めて低い身分にありながら譜代という格式を享受し、代々五役の家筋として、相違なく世代交代できた様子がうかがえた。また彼らは、下働きの軽格とはいえ、五役の者同志で閉ざされた養子・縁組関係を形成していたわけではない。その親族に、旗本や御家人はもちろんで、大名や旗本の家臣、大奥女中など、様々な武家身分の者が確認できることからわかるように、幕府の一員として、その他の幕臣や武家身分から受け入れられていた。とはいえ、軽格の幕臣として禄高の低さは否めず、その生活は「貧窮」「困窮」したものであった。しかし、家筋を数代重ねるうちには、小人目付をへて、より上位の役職に昇進する可能性もあり、また、広い親族関係のお陰で、小屋権平の一族のように思いがけない出世をとげる可能性もまた秘めていたといえよう。

### おわりに

以上、江戸城内で様々な下働きを勤めた五役の者について、江戸

東京博物館所蔵の「新古改撰誌記」および「勤方諸心得扣」という二つの進出史料を利用して検討してきた。五役の者が受けもつていた様々な職務の実態についてまとめると、つぎのようになる。

江戸城内で諸大名や旗本衆が儀礼や業務を執り行う際、その補佐役として様々な雑務を引き受け、また、儀礼や業務に備えて施設や設備を日々維持する役目として、五役の者を中心とした目付支配の諸役人がいた。

五役の者は、元来、軍目付の配下として戦場における様々な下働きを担っていた関係から、平和な時代となつてからも、そのまま目付の配下として、江戸城内の雑務に従事することとなつた幕臣である。その職掌は広範囲にわたり、諸門の番衛、行列の御供、詰所付近の防火、物品の運搬、所々の清掃など、何れも江戸城内の業務遂行に欠かせないものであった。そして五役の者は、様々な雑務を担っていた関係から城内いたる所に出入りが可能であり、また、その勤務時間は昼夜を問わない番組となつていた。そのことは、鑑札を用いた厳重な出入り管理や、常時・臨時を問わない「御賄」支給からもうかがえる。

とはいえ、彼ら五役の者は、所詮下働きにすぎず、幕臣の中でも極めて低い身分に位置づけられていた。その禄高も下働き相応に低く、生活は苦しいものであつたようである。が、城内いたる所で作業する職掌柄から、將軍家をはじめ大名・旗本といった貴人の生活をうかがい知る立場にあつた。そのため、最下級の幕臣ながら譜代という格式を享受し、代々五役の家筋として相違なく相続すること

ができた<sup>(45)</sup>。また彼らは、下働きの軽格とはいえ、五役の者同志で閉ざされた養子・縁組関係を形成していたわけではなく、その親族には、旗本や御家人をはじめ様々な武家身分の者が確認できた。幕府の一員として、その他の幕臣や武家身分から受け入れられていた様子がうかがえよう。

さらに、譜代格として家筋を数代重なるうちには、「勤功」により小人目付に昇進し、さらに出世する可能性もあった。大体、彼ら五役の者が小人目付という隠密役を勤め得たのは、下働きとして城内の所々に入入りでき、その上、軽格ながら譜代格であるという五役の者の特色から来ている点もまた無視できない。

「新古改撰誌記」のうち、小金御鹿狩一件・日光御参詣天保改革期「減方」一件・代々記といった記事について、今回取りあげるこゝとができなかった。これらの記事から、五役の者による御成御用・禄高・扶持方・相続・抱入といった問題について検討することを今後の課題として本稿を終えたい。

【註】

(1) 『古事類苑』官位部三(吉川弘文館、一九九六年複製版)、松平太郎『校訂江戸時代制度の研究』(柏書房、一九七一年複製版)。また事典としては、竹内誠編『徳川幕府事典』(東京堂出版、二〇〇三年)「五役の制」の項に目付支配の五役が簡潔にまとめられている。

(2) 江戸東京博物館所蔵「新古改撰誌記」(資料番号952017

31-95201761)。なお、「新古改撰誌記」には、全冊に通じて各件名ごとに朱字で一から七十まで数字が添えられている。以後の脚注では、この朱字番号にて同史料における引用箇所の記載位置を示したい。

(3) 江戸東京博物館所蔵「勤方諸心得扣」(資料番号89205146)。

(4) 「新古改撰誌記」において御鹿狩や日光御参詣の記事に多くの巻号が割かれていることからわかるとおり、「五役」の者をはじめ目付支配諸役人は江戸城外においても様々な下働きに従事していた。が、この点については別稿にて改めて検討したい。

(5) 目付支配諸役人の概要については、前掲註(1)にあげた諸文献および『旧事諮問録』第五回「目付・町奉行および外交の事」(進士慶幹校注『旧事諮問録—江戸幕府役人の証言—』上、岩波文庫、一九八六年所収)、寺島莊二『江戸時代御目付の生活』第一章三「幕府目付の分掌」(雄山閣出版、一九六五年)、笹間良彦『江戸幕府役職集成』(雄山閣出版、一九六五年)、深井雅海『図解・江戸城を読む』(原書房、一九九七年)などを参照した。

(6) 前掲註(5)『旧事諮問録』第五回「目付・町奉行および外交の事」。

(7) 「明良帯録」(『改定史籍集覧』第十一冊、臨川書店、一九八四年複製版発行所収)。

(8) 前掲註(1)『古事類苑』官位部三、三二八頁

(9) 旗本や御家人の概要については、前掲註(1)『徳川幕府事典』第一章5旗本・御家人を参照。

(10) その他の役職は目付支配ながら江戸城外での役目が主であった。御貝役・押御太鼓役は、戦時に陣貝・陣太鼓にて合図を司り平時の役目はなかった。御浜御殿吟味役・伝奏屋敷番は、それぞれ御浜御殿・伝奏屋敷に詰める諸役人の監察を行った。桜田御用屋敷御門番人は、桜田御用屋敷の門番である。御目付支配無役については、本節文末および本稿第三章第一節を参照。

昇  
(11) 高柳金芳『江戸時代御家人の生活』(雄山閣出版、一九八二年)一七六―一八七頁を参照。

田原  
(12) 諸組同心の禄高については、前掲註(1)『徳川幕府事典』第一章5旗本・御家人および田原昇「町奉行所同心の収入と暮らし向き」お手当と役得と」(『れきし』No.90、NHK学園、二〇〇五年)参照。

(13) この点については、前掲註(1)松平同書第十三章第三節「五役の制」にくわしい。

(14) 目付支配無役については、前掲註(1)『徳川幕府事典』「小普請組」の項を参照。

(15) 目付の概要については、前掲註(5)であげた諸文献の他、近松鴻二「目付の基礎的研究」(児玉幸多先生古稀記念会『幕府制度史の研究』、吉川弘文館、一九八三年)などを参照し

た。

(16) 五役の制については、前掲註(1)松平同書が特にくわしい。以下、五役の概要については、主に同書を参照した。

(17) 五役の者の昇進の様子については、本稿第三章第二節参照。

(18) 前掲註(5)『旧事諮問録』上巻二四二頁。

(19) 前掲註(3)「勤方諸心得扣」。以下、本節「御頭替一件」については、特に断らない限り同史料によった。

(20) 前掲註(2)「新古改撰誌記」朱字番号百十。

(21) 前掲註(2)「新古改撰誌記」朱字番号八十五。

(22) 前掲註(2)「新古改撰誌記」朱字番号十一。

(23) 前掲註(1)松平同書八〇―八一〇頁。

(24) 前掲註(2)「新古改撰誌記」朱字番号百三十の上。

(25) 江戸時代における消火器具、特に「水鉄砲」については、黒木喬『江戸の火事』(同成社、一九九九年)一〇三―一〇七頁参照。

(26) 前掲註(2)「新古改撰誌記」朱字番号五百十二。

(27) 例えば、黒鍬之者番所における泊番に際して、賄方から灯油が支給されていた様子が、前掲註(3)「勤方諸心得扣」所収のつぎの史料からうかがえる。

請取申油之事

一、油合式升式合五勺 但一夜七勺五才ツ、燈心共

右是者、田安御門外弓馬稽古所門番所為御用当、西十二月大之分請取申処、実正也、仍如件

年号月 黒鍬之者頭 中山金三郎 印

河合内蔵助殿

佐久間忠兵衛殿

- (28) 前掲註(3)「勤方諸心得扣」。
- (29) 前掲註(2)「新古改撰誌記」および前掲註(3)「勤方諸心得扣」には、史料八〇一と同様の「台所御断」「御賄断」に関する記事が多数散見する。これを利用すれば、「定日」「臨時」を問わず、五役の者による御用分担が明らかになると考えられる。が、本稿では四つの事例をあげるに留め、詳細は別稿にて改めて検討したい。
- (30) 前掲註(1) 松平同書八〇九・八一〇頁。
- (31) 抱席御家人の世代交代(Ⅱ抱入・暇)については、田原昇「江戸幕府御家人の抱入と暇―町奉行所組同心を事例に―」(『日本歴史』第六七七号、二〇〇四年)を参照。
- (32) 江戸東京博物館所蔵「岡部又左衛門由緒書」(資料番号99200231)。
- (33) 前掲註(5)『旧事諮問録』上巻二四三頁。また、前掲註(1)松平同書七八〇頁でも「又隠密の事に従ふ」として、五役の者による隠密御用についてふれている。
- (34) 前掲註(5)『旧事諮問録』上巻一四九頁。
- (35) 前掲註(1) 松平同書七八一頁。
- (36) 前掲註(2)「新古改撰誌記」朱字番号二百十。
- (37) 前掲註(5)『旧事諮問録』上巻二四三頁。
- (38) 文化十一年(二八一四)ごろ小田原藩士山県彦左衛門がまとめたといわれている前掲註(7)「明良帯録」には、江戸幕府の老中以下各役職の職掌・支配関係・官位・役高・起源などが概説されている。その中に、各役職ごとの昇進経路(「昇途」)も記されている。これによると小人目付・中間目付経験者は、小人頭・中間頭(ともに八〇俵)をへて、表火之番(一五〇俵)への昇進が一般的であったようである。加藤友康・由井正臣編『日本史文献解題辞典』(吉川弘文館、二〇〇〇年)「明良帯録」の項を参照。
- (39) 「玉輿記」七「瑞春院殿の伝」(『柳営婦女伝及』、名著刊行会、一九六五年所収)。
- (40) 加藤史朗『江原素六の生涯』(麻布文庫一、麻布中学校・麻布高等学校、二〇〇三年)一〇〜一二頁。
- (41) 前掲註(39) 同史料。
- (42) 明治・大正期の教育者・政治家。天保十三年(一八四二)八代続く黒鍬之者の家筋である江原家に生る。一五歳で昌平坂学問所に入所し、安政六年(一八五九)講武所で洋式訓練を学ぶ。文久元年(一八六一)講武所砲術世話心得、同三年教授に進み、以後、幕府陸軍関係の諸職を歴任する。維新後は徳川家の静岡移封にしたがい、明治元年(一八六八)静岡藩少参事に抜擢、沼津兵学校の創立に尽力し、その後、欧米への留学を期に同十一年キリスト教の洗礼を受ける。同二十三年代議士となり、同二十六年東洋英和学校校長をへて、同二

十八年麻布中学校を創立し終生校長を務めた。大正十一年  
(二九二二)没。前掲註(40)同書参照。

(43) 前掲註(40)同書一三・一四頁。

(44) 江原素六「維新前後の経歴談」(『同方会誌』第二四号、一九  
〇三年)所収。

(45) 但し、駕籠之者についてはこの限りではない点は、本稿第一  
章第三節で述べたとおりである。